四　高速自動車国道法の一部改正関係

高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法を決定することとした。（第一二条第二項関係）

五　鉄道事業法の一部改正関係

1　国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表の対象として、一の3の地方踏切道改良計画を変更すべきことに係る勧告等を追加することとした。（第一九条の三関係）

2　鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて他人の土地を一時的に使用する際の用途として、災害時における作業場等を追加することとした。（第二二条関係）

3　鉄道事業者は、植物等が輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物等を伐採等することができることとした。（第二二条の二関係）

六　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、二の1については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、二の3及び4並びに三の1の一部については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、五の2及び3については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとした。

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

（法律第一〇号）（内閣府本府）

1　地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第一一号）（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　国又は地方公共団体が保育その他の子育てに対する助成を行う事業その他これに類する一定の事業により、その業務を利用する者の居宅その他一定の場所において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため支給される金品については、所得税を課さないこととした。（所得税法第九条関係）

2　障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（所得税法第一〇条関係）

㈠　非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をする者がその氏名等を金融機関の営業所等の長に告知をする場合において、これらの申告書への当該告知をした事項につき確認した旨の当該金融機関の営業所等の長の証印を要しないこととし、当該告知をした事項につき確認を受けなければならないこととする。

㈡　次に掲げる書類の金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(1)　非課税貯蓄申込書

(2)　非課税貯蓄申告書

(3)　非課税貯蓄限度額変更申告書

3　公共法人等及び公益信託等に係る非課税措置について、公社債等の利子等の非課税申告書の公社債等の利子等の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該公社債等の利子等の支払をする者に対して当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該申告書の提出があったものとみなす。（所得税法第一一条関係）

4　退職所得課税について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第三〇条、第二〇一条及び第二〇三条関係）

㈠　短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。

(1)　当該短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三〇〇万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(2)　右記(1)に掲げる場合以外の場合　一五〇万円と当該短期退職手当等の収入金額から三〇〇万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

㈡　短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が五年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

㈢　右記㈠の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行う。

5　居住者が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、必要経費に算入しないこととした。（所得税法第四五条関係）

6　寄附金控除について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとした。（所得税法第七八条関係）

7　所得税の確定所得申告について、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しないこととしたほか、源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間等について、所要の整備を行うこととした。（所得税法第一二〇条、第一二二条、第一二三条、第一二五条、第一二七条、第一五九条及び第一六〇条関係）

8　給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例等について、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」という。）の支払を受ける者が、給与等の支払者に対し、次に掲げる申告書の書面による提出に代えて当該申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件であるその給与等の支払者が受けるべき税務署長の承認を不要とするほか、これに伴う所要の措置を講ずることとした。（所得税法第一九八条、第二〇三条及び第二〇三条の六関係）

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書

㈡　従たる給与についての扶養控除等申告書

㈢　給与所得者の配偶者控除等申告書

㈣　給与所得者の基礎控除申告書

㈤　給与所得者の保険料控除申告書

㈥　退職所得の受給に関する申告書

㈦　公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

二　法人税法の一部改正関係

1　寄附金の損金不算入制度について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第三七条関係）

㈠　寄附金の損金不算入に対する特例制度について、その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。

㈡　収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を収益事業に係る寄附金の額とみなす制度について、その対象から事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額を除外する。

2　工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、その対象事業に電気事業法に規定する配電事業を加えることとした。（法人税法第四五条関係）

3　法人が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額は、損金の額に算入しないこととした。（法人税法第五五条関係）

三　相続税法の一部改正関係

相続開始又は贈与の時において国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有する被相続人又は贈与者から相続等又は贈与により財産を取得した場合については、国内財産のみを相続税又は贈与税の課税対象とすることとした。（相続税法第一条の三及び第一条の四関係）